

第7日

令和5年9月6日（水）

午前11時10分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、7番北川清文議員の質問を許可します。7番北川清文議員。

（7番北川清文君登壇）

○7番（北川清文君） 皆様、こんにちは。今回、皆様方の御支援のおかげをもちまして、2期目の当選をさせていただきました、7番議員、北川清文でございます。本日は、来場いただきました傍聴者の皆様、そして、インターネットで御覧いただいております皆様、ありがとうございます。

7月の豪雨で被災されました被災者の皆様、そして、被災地の皆様方にお見舞い申し上げます。今回の災害復旧事業に携わっておられます業者の皆様、ボランティアの方々、そのほか御尽力いただいております皆様方に感謝申し上げます。

さて、コロナの感染症も減少しつつ、5類に引き下げられ、経済も少しずつ戻りつつある中、平成29年の災害から6年が経過し、災害の復旧作業もようやく終わりに近づいてきて、朝倉市も発展期に向け、前進していこうとしている矢先、また7月の大雨で大災害が発生し、雨のたびに恐怖に陥る生活状態になっている今日ですが、オール朝倉で乗り越えていかなければいけないと思っております。

本日の一般質問は、今回の災害、寺内ダムの緊急放流、教育現場の現状等について質問をさせていただきます。

これよりは、通告書に従い、質問席にて質問を続けさせていただきます。執行部の皆様方におかれましては、明快な答弁をよろしくお願いいたします。

（7番北川清文君降壇）

○議長（小島清人君） 7番北川清文議員。

○7番（北川清文君） それでは、通告書に従い、1番、災害に対する検証と対策、（1）被災状況についてお尋ねをいたします。

平成29年の九州北部豪雨災害から6年が経過し、復旧計画における再生期から発展期に移ろうとする矢先の7月に、再び豪雨に見舞われました。

そこで、今回の災害について、1番目に被災状況を、2番目に、平成29年による災害復旧事業で効果があった事業と再度被災した事業を報告いただいた上で、3番目に、市長にどのようにして朝倉市を安全・安心に暮らせるまちづくりにしようと考えておられるのか、お伺いをいたします。

大雨の影響で各地域に、家屋、河川、土砂崩落、浸水等、想定以上の災害が発生しました。

（1）の被災状況についてお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） まずは、全体的な被災の状況につきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

住家の被災につきましては、117件の罹災を確認しているところでございます。内訳としまして、全壊が2件、中規模半壊が2件、半壊が3件、準半壊が14件、残る96件が一部損壊となっているところです。被災された10世帯の方が公営住宅にまだ仮住まいをされているところでございます。

多くの災害ごみ、それから、災害土砂が発生したこともありまして、甘木と杷木の2か所に仮置場を設置し、受入れをしてきたところでございます。

商工業種関係の事業所におきましても、58件が被災を受けまして、その被害見込額は約4億9,000万円になっています。また、農作物におきましても、被害面積は300ヘクタールを超えまして、被害見込額は約9億5,500万円になっているところでございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 農林商工部付部長。

○農林商工部付部長（新開栄治君） 次に、農地・農業用施設・林道の被災状況でございます。

農地や農道などの施設災害が甘木地域441か所、朝倉地域305か所、杷木地域1,158か所、合計1,904か所で約96億円、林道災害が149か所で約15億円、区画整理型改良復旧エリアの被災が155か所で約16億円、合計約127億円となっております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 続きまして、市が管理いたします公共土木施設の被災状況について御説明申し上げます。

公共土木施設全体で申しますと、540か所の被災を確認してございます。内訳としまして、河川の被災が235か所、橋梁を含む道路の被災が304か所、急傾斜地等施設の被災が1か所となっております。

なお、概算復旧費につきましては、全体で約37億円を見込んでいるところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 7番北川議員。

○7番（北川清文君） 事業所においても58件が被害を受け、その報告額が4億9,000万円になっているというようなことで、農作物においても被害面積が300ヘクタールを超え、被害額が約10億円に近くなる見込みであるということでございます。また、商工につきましても約27億円、そして、土木につきましても37億円というようなことでございます。一刻も早い復旧を願っております。よろしく願いいたします。

次に、復旧工事の効果についてお伺いをいたします。

地域の場所によっては、平成29年のときよりも被災がひどい状況の地域もあったと聞い

ています。でも、6年間かけて、平成29年の災害復旧に向け、河川の拡幅、砂防ダム建設等、事業がなされていたおかげで、今回の災害で被害が軽減するなど、一定の効果があったと見ていますが、復旧作業の効果はどのような面での効果があったのでしょうか。その事例についてお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） まず、答弁に当たりまして、今般の定例会におきまして、ほかの議員の皆様へ回答した内容と一部重複することを御了承いただきたいと思っております。

まずは、今年7月10日の豪雨による人的被害がなかったということは、これまで平成29年災害の復旧を行ってきたことに対する一番の効果であったというふうに考えております。

これから説明いたします事業については、具体的な検証は行っていないものの、一定の効果があったと想定しているものであることを御理解いただいた上で、御回答をさせていただきます。

まず、河川の災害復旧は、通常、被災前の状態に戻す原形復旧が原則ですが、平成29年災害では、一部の河川で川幅を広げたり、断面を大きくするなどの改良復旧による整備が行われてございます。福岡県が管理する下流域の桂川では、筑後川の増水による溢水が心配されておりましたが、河川断面の拡幅等に加え、新たに整備されました遊水地が機能いたしまして、下流域への外水被害を軽減する役割を果たしているというふうに思っております。

次に、土砂や流木の流出を多くの砂防や治山の堰堤がこれらを止めております。また、乙石川の砂防堰堤及び遊砂地につきましては、上流からの大量の土砂を受け止め、下流域への流出を抑える役割を果たしております。

このように効果が発揮された多くの施設につきましては、平成29年災害時の河川の改良復旧や新たな砂防・治山等の施設を整備したことによるものであるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 7番北川議員。

○7番（北川清文君） 今回の被害状況を見て、特に河川の護岸については、平成29年の災害時の河川の拡幅に伴う護岸工事をした箇所が護岸崩落、亀裂、のり面崩落など、被害が発生しているように見受けられますが、工事の方法や復旧の考え方、前回と違う方法など、考えておられますか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） まず、平成29年の災害の復旧河川等で、7月10日の豪雨により再び被災を受けた箇所も多く見られております。そのほとんどが原形復旧により工事が実施された河川であるというふうに考えられております。

その要因としましては、想定以上の雨量に対する河川の断面の不足で、溢水・越水による護岸の被災と、護岸を復旧したことによって流速が増し、河床を洗堀したことによる護

岸の崩壊等でございます。

これらを受けまして、今回の豪雨により被災した市管理河川につきましては、今後、そのほとんどが原形での復旧になるものと想定されます。そのために、被災原因の除去というものを念頭に置いて、具体的には、河川断面はそのままであっても、河床勾配の緩和でしたり、河床の強靱化等を見据えた壊れにくい河川護岸の復旧が行えるよう、国や福岡県に対し、求めていきたいというふうに考えてございます。

また、福岡県が平成29年災害で原形復旧しましたが、7月10日の雨で被災した河川につきましても、可能な限り改良的要素を入れた復旧にて対応していただくよう、市としても強く働きかけを行っているところでございます。

○議長（小島清人君） 7番北川議員。

○7番（北川清文君） 原形復旧ではなく、改良復旧で実施してもらいたいと思います。同じことの繰り返しはもうたくさんです。今後の工事においては、今までの教訓を生かして工事を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、（3）の今後の対策・対応はどのように進めていくかについてお尋ねをいたします。

平成29年の災害、そして、今回の災害が発生しています。災害が発生するたびに私たちは勉強させられます。もう災害はたくさんです。こりごりです。市民はもう辟易しています。自然が相手ですので、これから先、どのような災害が発生するか分かりませんが、いろんな角度から考察されて、本当に朝倉市は安全で安心できるまちですよと言える環境づくりをしてほしいと思いますが、市長の見解をお聞かせください。

○議長（小島清人君） 市長。

○市長（林 裕二君） お答えをさせていただきます。

平成29年災害復旧事業では、再び災害を防止する、いわゆる再度災害防止という国の方針によりまして、そのとき、平成29年7月に降った大雨、それを河川においては流すことができる、そういった河川を造るために、多くの河川で改良復旧が実施をされました。

また、山のほうですけれども、山腹崩壊や溪流の土砂・流木対策として、多くの治山施設、砂防施設が整備をされました。このことが今回の被害を大きく軽減したと考えております。

したがいまして、これからの今回の大雨による災害復旧につきましては、先ほど部長が答弁いたしました、被災原因の除去、改良的要素を取り入れることによりまして、いわゆる施設のグレードアップができるよう、国や県に要望しているところでございます。

今回の災害後、被災地確認に来られました国や県の視察団、あるいは、これは福岡県内ではありますが、同じような被災を受けた自治体の首長と話す機会が何回もございますので、その中で、私は、今度の災害の復旧は再度災害防止を前提に実施しなければならないと、そういったことを情報発信をさせていただいている次第でございます。しっかりと国・県

に対して強く働きかけをいろんな場面を通じて、足を運んでしっかりとやらせていただきたいというふうに思います。

それと、一方で、台風、地震、豪雨、様々な自然災害に対しまして危機管理を徹底することは当然のこととございまして、事前防災の取組を進めるとともに、さらに、起きてはならない最悪の事態を想定して策定をしております朝倉市地域強靱化計画に基づいて、強くしなやかな地域づくりを推進していく、このことによって今まで進めてきました強くて安全で安心な朝倉市といったことについて、積極的にPRできるようにしていきたいというふうに考えておりますので、議員におかれましても、ぜひ御理解を頂きまして、御協力をお願いする次第でございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 7番北川議員。

○7番（北川清文君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。第3次朝倉市総合計画の策定の中に、市長の挨拶にもありますように、将来世代にわたって安心して暮らすことができ、夢、希望、笑顔あふれる朝倉市をつくるため、より一層全力でまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、2番の寺内ダムの役割と洪水調節による治水効果についてお尋ねいたします。

7月10日の寺内ダム状況を水資源機構が速報値を出されたものですが、線状降水帯を伴う前線性の降雨により出水が発生しました。10日未明から九州北部を中心とする線状降水帯を伴う集中豪雨により、寺内ダム上流域では、最大時間雨量、10日午前3時から午前4時までに約72ミリ、7日21時の降り始めから約520ミリの総雨量を観測しました。この雨量は、寺内ダムの7月の平均雨量の約400ミリの1.3倍に相当します。

10日9時50分より、異常洪水時防災操作、いわゆる緊急放流を開始、緊急放流開始後、10時の最大流入量毎秒約530立方メートル時には、ダムから約131立方メートルを放流し、流入量の約75%をダムに貯留、11時に最大毎秒約248立方メートルを放流、その後、放流量を増加せずに洪水調節容量を最大限活用する操作を実施し、10日16時50分に緊急放流を終了しています。洪水調節容量の99%を活用し、下流の洪水被害軽減に努めた結果、ダム下流の金丸橋地点において約138センチメートルの水位を低減させることができたことと推定されると報告されています。

寺内ダム建設事業に対しては、地元住民、関連する地域、地権者、市、県、国、業者の方々、水資源機構、その他いろんな方々に御尽力いただきまして、感謝を申し上げます。

平成29年の九州北部豪雨災害時には、最大限の対応をしていただいたとっております。

このように、ダムは大きな働きをしたと認識をしていますが、(1)の今回の大雨も含めて、寺内ダムの役割・効果・緊急放流について、朝倉市はどのような認識をされているのかお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） 寺内ダムの役割、それから効果、緊急放流について、市の認識ということでございますので、今回の状況も含めて答弁をさせていただきます。

寺内ダムにつきましては、筑後川や佐田川の洪水被害軽減を図るということと併せまして、筑後川の流水の正常な機能の維持、それから、両筑平野の農業用水の補給、筑後川の筑後大堰地点で取水されます水道用水の確保を目的とする多目的ダムでございます。昭和53年に管理を開始して以来、その役割を担っていると認識をしているところでございます。

農業用水の補給や水道用水、それから、流水の正常な維持の役割につきましては、私たちの生活の基盤の一つでございます。また、出水期のダムの洪水調節では、生命と財産を守る重要な役割を果たしているというふうに認識をしております。

特に、平成29年7月、九州北部豪雨の際には、計画高水流量毎秒300トンの約3倍に当たります毎秒約890トンという既往最大の流入量となりましたけれども、当時は雨が少なかったことから、ダムの貯水位が平常時最高水位、それよりも約10メートル低下していたこともございまして、緊急放流が行われることなく、洪水調節を成し遂げ、効果を発揮したと、ダム管理者の水資源機構からは聞いているところでございます。

このときは、大量の土砂、それから、流木も併せてダムが捕捉しておりまして、洪水調節効果と併せまして、ダム下流域の生命と財産が守られたところでございます。

今回の7月10日未明からの線状降水帯を伴います豪雨につきましては、速報値ではございますけれども、ダム流域で時間最大72ミリ、総雨量が520ミリ、また、最大流入量が毎秒約530トンとなりまして、9時50分には緊急放流を余儀なくされたと聞いております。

平成29年7月の洪水と今年7月の洪水とを比較しますと、平成29年7月の洪水では、最大流入量が毎秒約890トンで、ダムにためた水量は約1,170万トンとなっております。これに対しまして、今年7月の洪水は、最大流入量が毎秒約530トンで、ダムにためた量は約690万トンであったと報告を受けているところでございます。

洪水の規模につきましては、最大流入量、それから、ダムにためた量とも、平成29年7月の洪水のほうが約1.7倍大きかったというところでございますけれども、洪水の被害が大きかった平成29年7月の洪水では、緊急放流は行われておりません。一方、今年の7月洪水につきましては、緊急放流が行われております。

ここで、緊急放流について少し御説明をさせていただきますと、大規模な出水を貯留してダムの空き容量を使い切ると、それ以上はダムに水をためられなくなります。そのことから、ダムからの放流量というのをダムに入ってくる流入量と同じ量、等しくするという操作が行われます。この操作を緊急放流と言われております。このとき、放流して貯水を下げているというものではございませんで、下流の洪水を助長するものではないと、水資源機構からは説明を受けております。

戻りまして、この2つの両洪水の操作につきましては、洪水調節を開始したときの水位が、平成29年7月の洪水では平常時最高水位から約10メートル低下していたということに

対しまして、今年7月の洪水では平常時最高水位から48センチ低い、ほぼ平常時最高水位付近から開始されたというふうに聞いております。つまり、貯水位が大きく低下していたか、あるいは、平常時最高水位付近にあったかの違いということだと思います。

今年7月の洪水では、事前放流を実施して貯水位をあらかじめ下げることができなかつたのかという点がございませぬけれども、水資源機構によりますと、治水協定に基づく事前放流は、予測降雨が基準に満たなかつたと説明をしております。線状降水帯の予測が気象台も含めまして想定されておりましたので、雨量予測が難しかったというふうに認識をしております。

今年7月10日の緊急放流につきましては、下流の金丸橋が氾濫危険水位3メートル87センチよりは2センチ高い3メートル89センチという観測史上最高水位に達しております。至るところで堤防の天端ぎりぎりという水位まで上昇していたところがございます。幸い、佐田水からの溢水とか越水というものにはございませぬでしたけれども、極めて危険な河川水位であったということは市も認識をしているところがございます。

ダムへの洪水流入量は、平成29年、それから平成30年、令和2年、それから今年と、計画高水流量毎秒300トンを超えます出水が頻発をしております。ダムや河川の治水能力を向上させる寺内ダム再生事業及び河川整備事業の早期完成に、市は期待をしているところがございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 7番北川議員。

○7番（北川清文君） 農業用水の補給や水道用水、流水の正常な維持の役割や出水期のダムの洪水調節など、私たちの生命と財産を守る重要な役割がなされているというふうに認識をいたしました。

次に、（2）の緊急放流の通知についてお尋ねをいたします。

当初の寺内ダムの洪水調節計画では、寺内ダム地点のピーク流量毎秒300立方メートル流入時に、毎秒180立方メートル調節し、毎秒120立方メートル放流する計画でした。今回は、約毎秒500立方メートル流入して、約毎秒250立方メートル放流したとのこと。このような大雨がまたいつとき来るか分かりません。

寺内ダムは昭和53年に管理開始し、今年時点で管理開始から45年が経過する中、異常洪水時防災操作、いわゆる緊急放流が行われたのは初めてです。緊急放流の際には3時間前に通知するのではなかつたかと思いますが、今回は1時間ぐらい前の通知だったと思います。気象状況の変化で、命を守る安全な地域づくりのために、ルール化の下、判断されたのではないかと思いますが、経緯をお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 計画規模を超える異常洪水において、筑後川上流総合管理所長から市長に対して4段階に分けてホットラインが入り、周知準備に入るところでございます。

まず1つ目が緊急放流が予測された時点、2つ目がおおむね3時間前、3つ目が1時間前、4番目が操作開始、このような流れを受けて避難情報の周知を行うこととなります。

今回の大雨に関しましては、線状降水帯の発生により、短時間で想定をはるかに超える流入を見たため、3時間前連絡のいとまもない1時間前の対応となりました。市は、この情報提供に基づき、避難情報を発令したということになります。

経過について時系列で説明しますと、まず、気象台より、7月10日3時09分に福岡地方に線状降水帯発生、4時50分に福岡、筑豊、筑後地方に線状降水帯発生が伝えられました。その後も大雨が続き、5時20分には2回目の線状降水帯発生が発せられました。その後、5時40分に水資源機構筑後川上流総合管理所から、「11時頃から寺内ダムの緊急放流開始予定」との5時間前の情報が提供されたところであり、6時40分には大雨特別警報（土砂災害）が、続いて、7時40分には大雨特別警報（浸水害）が立て続けに発表されました。このことから、水資源機構筑後川上流総合管理所からの通知は、緊急放流開始1時間前の8時50分となり、市としては、降り続く雨に流域の氾濫危険性を感じたことから、市長自ら防災行政無線で呼びかけを行いました。結果的に、緊急放流開始は9時50分となりました。

水資源機構筑後川上流総合管理所が3時間前の予測通知を出せなかった理由は、10日の7時50分の3時間予測降雨量が30分後の8時20分には約1.8倍になるなど、予測降雨量が短時間で急増し、緊急放流開始予定時刻が早まったためと聞いております。線状降水帯下での雨量予測は気象庁が行っておりますが、その難しさを示していると理解しております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 7番北川議員。

○7番（北川清文君） 線状降水帯が発生し、予測降雨量が短時間で急増したためと認識しましたが、線状降水帯での降雨量予測が難しいものがあるかと思いますが、気象庁との連携も早くできるような形になったらいいなというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、（3）ダム再生事業についてお尋ねをいたします。

他の議員から以前、同様の質問があったかと思いますが、大事な内容でありますので、寺内ダム再生事業の内容について、市民に分かりやすいように再度説明をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） 寺内ダム再生事業についてということでございます。

寺内ダム再生事業につきましては、頻発・激甚化している洪水被害を見据えまして、佐田川、それから、寺内ダムの治水能力を向上させる目的で行われる事業でございます。昨年、国土交通省によりまして、筑後川水系河川整備計画というのが変更されまして、佐田川の河川整備と寺内ダムの治水容量の増量計画が決定されたものでございます。

寺内ダム再生事業では、利水容量、それから、洪水調節容量への振替と洪水時最高水位の見直しによりまして、洪水調節容量を700万トンから880万トンに増量させるということでございます。あわせまして、洪水吐きのゲートの改造と洪水時の計画最大放流量を毎秒120トンから160トンに増量すると、そういった工事を令和5年度から7年間で行う計画となっております。寺内ダムに係る事業については、水資源機構によって実施をされるところでございます。

また、佐田川の河川整備につきましては、寺内ダムの計画最大放流量の増大によります放流量が、下流の河川を安全に流れるように、堤防のかさ上げ、それから、河川のしゅんせつ工事など、寺内ダム再生事業と同時期に実施される計画と聞いております。

事業の背景としましては、平成29年7月の九州北部豪雨を経験しました朝倉市のほうにおいて、気候変動によります豪雨の頻発を想定し、ダムによる事前防災としまして、洪水調節能力の強化、それから、国土交通省と水資源機構に洪水調節能力の強化を強く働きかけまして、国土交通省によりまして筑後川水系の河川整備計画が変更されまして、寺内ダム再生事業と佐田川の河川整備が事業化をされたというものでございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 7番北川議員。

○7番（北川清文君） 佐田川の河川整備と寺内ダム利水・洪水容量の増量計画であるということが分かりました。

寺内ダム再生事業が完成していたら、今回の緊急放流は回避できていたのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） 水資源機構によりますと、国土交通省の筑後川河川事務所が実施します佐田川の河川改修と併せまして、寺内ダム再生が行われることによりまして、平成29年7月の九州北部豪雨、それから、今回の7月の豪雨と同規模の流入量に対しまして、緊急放流は回避できたというふうに聞いておるところでございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 7番北川議員。

○7番（北川清文君） 緊急放流を行うことなく、被害の防止または軽減が図られると聞いているということですが、ダム再生事業をもっと早くできないものなのでしょうか。毎年のように大雨が降れば、地元住民はもとより、下流域の方々も不安で仕方ないと思います。ダム再生事業をもっと早くできるように働きかけはできないのでしょうか。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） 朝倉市としましては、今年7月の洪水で緊急放流が実施されたことを受けまして、早速、筑後川の河川事務所、それから、水資源機構に対しまして、佐田川の河川整備、それから、寺内ダム再生事業を一年でも早く完了させるように最

善の努力をしてもらいたいと申入れをしているところでございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 7番北川議員。

○7番（北川清文君） 九州地方整備局筑後川河川事務所と水資源機構筑後川局に再度申入れを頂き、寺内ダム再生事業が一刻も早く事業が進むことを願っております。よろしくお願いたします。

今回の大雨で初めての緊急放流でしたが、想像を絶する自然界の力を目の当たりにしたとき、一人一人が災害への認識を持ち、災害に対する意識の改革を行って、安全第一で命を守る避難等の防災に力を入れて、市民へのダムの理解、不安解消、早めの避難行動につながる取組をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、3の学校現場における子どもたちの教育環境について、（1）コロナ5類移行後の授業の体制についてお尋ねいたします。

コロナウイルス感染症拡大で3年間ほど、学校の様子も変化したのではないのでしょうか。コロナ前とコロナ後の違いは、マスクを着用して会話もしづらい、そして、子どもたちにとって一番の学校での学びができない状態にもなりました。3年間はマスクをつけた状態で、本当の友達の顔も見ることがあまりできない学校生活だったのではないのでしょうか。

コロナ感染症の位置づけが5類になって少しずつ緩和されてきて、やっと教室にも談話や笑顔が戻ってきたのではないかと思います。

学校指導要領も変わる中、現在、先生方、また、生徒への授業の体制なり、運動のやり方など、どのような状況でしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和2年3月3日からの臨時休業以降、様々な制約の中での学校運営を余儀なくされてきましたが、令和5年5月8日からの感染法上の位置づけが5類感染症に変更されたことで、コロナ禍前の学校活動を徐々に取り戻してきているところです。

まず、日常の授業につきましては、コロナ禍での制約として、話し合い活動などの対面での交流活動を控える。音楽の時間も合唱やリコーダー等の演奏を行わない。家庭科では調理実習を行わない。体育では組み合ったり接触したりする運動を行わないなどがございました。しかし、現在は、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、できる限りこれらの制約をなくして授業を行っております。

給食につきましても、以前は机の上にパーティションを置いての黙食としていましたが、現在はパーティションや黙食は廃止し、会話をしながらの楽しい給食の時間となっております。

また、マスクの着用につきましても、5類移行後、十分な換気の確保や手洗い等の感染対策は引き続き実施した上で、児童生徒、教職員ともマスク着用を求めないことを基本と

しております。

さらに、学校行事につきましても、コロナ禍では多くの学校行事が中止や縮小となっておりますけれども、現在は新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、地域文化発表会や職場体験、外部の講師を呼んでの講演会などの学校行事を徐々に再開をしてきております。

なお、学校行事につきましては、今回のコロナ禍による制約が見直しのきっかけとなっております。単にコロナ禍前の状態に戻すということではありません。行事の目的や意義に基づいて、児童生徒の成長にとってよりよいものとなるよう、必要に応じて日程や内容などを見直しながら再開している状況です。

以上、申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行されましたことによって、子どもたちの学校生活がコロナ禍前の状態に戻りつつあります。マスクを外すことで表情も豊かになり、授業での活発な意見交流や体験活動、様々な行事での活躍の場が増え、学校に明るい声や笑顔が広がってきていると感じております。以上です。

○議長（小島清人君） 7番北川議員。

○7番（北川清文君） 学校に明るい顔や笑顔が広がってきているとのことですので、それが続くような体制づくりを取っていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

次に、（2）不登校の現状についてお尋ねをいたします。

コロナで学校に行けない時期もあって、不登校の子どもたちは増えてきていると聞きますが、現状はどのような状況なのでしょうか。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 不登校の現状についてお答えをいたします。

まず、不登校の定義についての御説明を申し上げます。

年度初めの4月からの欠席日数の合計が年間30日以上となった児童生徒をカウントしていくこととなります。

令和3年度の朝倉市の不登校出現率は、小学校で0.9%、中学校5.9%です。全国の数値は、小学校が1.3%、中学校が5.0%であり、全国と比べ、小学校は下回っておりますが、中学校は若干上回っております。

また、朝倉市の令和3年度と令和2年度の状況を比較しますと、小学校は0.1ポイント、中学校は1.1ポイント上昇している状況です。

なお、令和4年度の不登校出現率につきましては、全国に合わせて秋頃の公表になる予定でございます。以上です。

○議長（小島清人君） 7番北川議員。

○7番（北川清文君） 不登校の原因は、本人、学校、お友達、家庭など、様々だと思いますが、どのようなところに問題があると思われますか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 不登校の原因としましては、複数の要因が考えられます。学校からの月例報告によりますと、主な要因としましては、本人の無気力や不安が約半数を占めております。次に多い要因としまして、いじめを除く友人関係をめぐる問題や生活リズムの乱れで、ともに1割程度となっております。

不登校に至るには、複数の要因が影響していることが多く、その要因も一人一人違うのが現状であり、はっきりとこれが問題であると言及することは困難です。であるからこそ、学校、保護者、関係機関等が連携して取り組む必要があると考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 7番北川議員。

○7番（北川清文君） 不登校への対策として、不登校復帰支援員と呼ばれる先生が学校に配置されているということ、そして、その支援員の先生方が頑張っておられることで、不登校対策の効果が出ているということをお聞きいたしました。

まず、不登校復帰支援員というのは何人ぐらいいらっしゃるって、どのようなことに取り組まれているのか、また、支援員の先生方の取組について、どのような効果が出ているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 不登校支援員は、昨年まで、立石小学校、甘木小学校に各1名配置の2人体制を取ってございましたけれども、本年度は6月から甘木中学校にも1人配置をしまして、小中学校合わせて3人体制となっております。

不登校復帰支援員は、一人一人の児童生徒の状況に合わせて適切に対応することが必要ですので、不登校対応についての知識と経験を持つ教職員退職者を任用しております。

不登校復帰支援員の仕事につきましては、不登校や不登校傾向にある児童生徒とその保護者に対し、学校での教育相談や家庭訪問を行うなど、学校復帰につなげる支援を行っております。具体的には、登校していない児童生徒の確認や学校に遅刻・欠席の連絡がない保護者への確認、登校していない児童生徒宅を訪問しての登校支援、保護者からの教育相談などを行っております。また、児童生徒の状態に応じて、朝倉市適応指導教室との連携も図りながら進めているところでございます。

配置の効果としましては、不登校復帰支援員の取組により、不登校の傾向が見られる児童生徒が不登校になることを防ぐといった効果が見られます。例えば、不登校の兆候が現れた児童生徒の遅刻の回数が減ったり、あるいは、不登校傾向の児童生徒が学校に登校する日数が増えたといったものでございます。それ以外にも、保護者からの教育相談により、保護者の心のケアにつながったなどの効果も現れております。また、不登校復帰改善率は上昇傾向にあり、支援員の活用も含めた不登校対策の取組の成果が見られているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 7番北川議員。

○7番（北川清文君） 不登校復帰支援員の先生方が頑張られて、効果を上げているということが分かりました。不登校対策は、今の学校にとっては大事な施策だと思っておりますので、今後とも優秀な人材を確保していただき、引き続き取り組んでいただきたいと思います。また、支援員は3人とのことですが、3人と言わず、市内の全小中学校に配置するぐらいの意気込みを持って進めていただきたいと思いますというふうに思っております。

話は変わりますが、不登校に対する私の考え方を述べさせていただきますが、私は、不登校生徒は学校の中に自分の居場所がないのではないかと思っております。学校は学びの場所であるだけでなく、今日も学校に行ってよかったと思える居場所をつくってやるのも教育ではないかと思えます。

学校は、勉強と遊びの学びやであると考えます。遊びも教育であり、遊びの中から学ぶこともあると思えます。学校が勉強する場所だけでなく、楽しい場所になることで、不登校児童生徒も少なくなるのではないかと考えますが、教育長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（小島清人君） 教育長。

○教育長（早野展生君） 今、議員が申されました遊びという、これは非常に大事なキーワードではないかなと、私自身も個人的には思っているところでございます。

子どもたちは、遊びの中でコミュニケーション能力であったり、集団活動のルールなど、社会性を身につける。そのためには、遊びというのは、学校を問わず、学校外でも当然、昔から重要なツールとして引きつけられてこられたものでございます。

学校生活の中で遊びを取り入れた活動と申しますと、例えば、小学校でいいますと、昼休みで友達と遊ぶとか、低学年では生活科や体育科で遊びを取り入れた授業を行うこと、また、学級活動の中でレクリエーション的な活動を自分たちで考えたりするなど考えられます。中学校では、昼休みの時間をはじめ、今は減りましたが、クラスマッチであるとかレクリエーションなどが中学校では考えられます。

先ほどお答えしたように、不登校の主な要因というのは、本人の無気力や不安が約半数を占めておりますが、子どもたちが授業の様々な体験活動や学校行事にやりがいがある、楽しさを感じて主体的に取り組むことができるような、まずは学校内での教育活動に取り組んでいきたいと思えます。何か一つでも楽しみがある、だから学校に行くんだというような子どもさん方が一人でも増えるということを望んでいるところでございます。

先ほど言われましたけれども、校内での居場所、これにつきましては、以前の議会でも申し上げましたけれども、校内適応指導教室と申しまして、そういったスペースを各学校で確保するように、今現在、学校でもそういったスペースを確保して、あとは人員の配置等々、検討の余地があるのかなというのを考えているところでございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 7番北川議員。

○7番（北川清文君） ありがとうございます。今後も子どもたちのためによりしく願いたいと思います。

次に、（3）のICT活用の状況についてお尋ねいたします。

令和2年度末にタブレット端末が導入され、実際に使い始めて3年を迎えています。ICT機能は授業においてどのように活用されているのか、その活用状況をお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） タブレットの使用状況についてお答えをいたします。

GIGAスクール構想により、令和2年度、令和3年度に児童生徒用タブレット3,958台、教員用でタブレット348台を整備いたしました。また、各普通教室と一部の特別教室には、プロジェクターやスクリーンなど、大型提示装置を226台設置をしております。導入後3年を迎え、各学校では授業において積極的に活用しております。

タブレットの活用の方法としましては、主に4つが挙げられます。一つは、情報を取得するための活用です。授業で映像を含めた様々な資料の提示や情報検索をして調べ学習を行ったり、各教科の教科書のページに掲載されている2次元コードを読み込んで、授業内容に関するインターネット情報にアクセスしたりして活用しております。また、英語の正しい発音を聞いて確認をしたりといった、聞いて学ぶ学習にも活用しております。2つ目は、思考を深めるための活用です。算数や数学で図形を自由に動かしたり、国語や英語で単語や用語のカードを自由に組み合わせたりして考えるなどの学習で活用しております。3つ目は、コミュニケーションの道具としての活用です。各自の考えをタブレットを活用してグループでまとめ、模造紙に書くなどして発表・交流するような活用も行っております。4つ目が、自己評価することへの活用です。生徒・児童がお互いに英語のスピーチ、音楽の合唱や演奏、体育などの動きを録画して、自分たちでその映像や音声を確認するといったような活用も行っていると。おおむねそういった活用を行っております。

○議長（小島清人君） 7番北川議員。

○7番（北川清文君） いろんな活用がされているようです。もっともっと活用、取組をしてもらいたいというふうに思っております。よろしく願いたいと思います。

時間の関係で、4番のICT支援員の活用については割愛をさせていただいて、次回にまた質問させていただきたいというふうに思っております。申し訳ありません。

最後に、スポーツをしたり、遊んだり、こうした時間も全部教育だと思います。子どもは未来であり、先生方、そして、私たちは教育を通して未来をつくっている、そんな思いを大切にしながら、子どもたちのためにも教育の向上を目指していってもらいたいと思います。学校の元気の源は子どもたちの笑顔だと思いますので、笑顔あふれる学校環境をつくってもらいたいと思います。よろしく願いたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。
ました。

○議長（小島清人君） 7番北川清文議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午後1時に再開いたします。

午後零時10分休憩